

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）
事業主体	宮城県

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	自ら居住用とするため県内に一戸建て木造住宅を新築する施主に対し、県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材、県産森林認証材使用量に応じて補助します。また、主要構造部の要件を満たした上で、内装や木製品の配備を行う場合に、併せて補助するもの。				
補助対象要件	<対象者> 次の全ての要件を満たす方 ①県内に自ら居住する新築一戸建て木造住宅の施主であること。 ②県税の滞納のない方であること。 ③本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること。 ④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。				
	<対象住宅>				
	項目		軸組工法	枠組壁工法（ツーバイ）	
	使用木材量	主要構造部	県産材	全体の60%以上	全体の30%以上
			県産森林認証材	・森林認証制度等について理解を深める取組を行うこと	
		内装・木製品（申請する場合のみ）		・主要構造部と同時に申請すること ・県産材を1m3以上使用すること	
	住宅		・県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること		
	申請者		・県内に自ら居住する新築一戸建て木造住宅の施主であること ・県税の滞納がないこと ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること ・本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること		
	施工業者		・県内に本社又は支社若しくは支店があること ・建設業法の許可を受けている業者であること		
	事業の完了		・令和9年3月31日までに以下2点を満たしていること ①主要構造部材の施工が完了していること（内装・木製品は対象経費の支払いが完了していること） ②県産材、優良みやぎ材、県産JAS製品及び県産森林認証材の使用量が証明書や写真、現地等で確認が可能であること		

補助金額等	＜補助金額＞				
		補助金額 (1㎡あたり)	補助上限額		
			一般世帯	子育て世帯または 県外からの移住世帯	
	宮城県産材	28,000円	計 50 万円	計 75 万円	
	優良みやぎ材	8,000円			
	県産JAS製品 (集成材・合板は除く)	8,000円	10万円		
	県産森林認証材	10,000円	10万円		
	※ 同じ部材が優良みやぎ材、県産JAS製品どちらも満たす場合は、どちらか一方を選択してください。				
	主要構造部の要件を満たした上で、内装等に県産材を使用する場合、補助対象経費に下記の補助率を乗じた金額を補助します。				
			一般	子育て世帯または 県外からの移住世帯	
		補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
	木工事または木製品配備に要する経費	1/2以内	30 万円	3/4以内	45 万円
補助申請期間	＜申請受付期間＞				
	・令和8年4月1日から令和9年3月19日まで先着順に登録申請書を受付します。 ・応募件数が予算の上限に達した時点で、登録の募集を締め切ります。				
	＜募集件数＞				
	・主要構造部等：約400件 ・内装・木製品：約50件				
ホームページ	宮城県木材協同組合 https://miyagi-wood.jp/sasujiyu/ 宮城県水産林政部林業振興課 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/r8_sustainable_shinchiku.html				
お問合せ先	宮城県木材協同組合 Tel：022-211-2912 宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel：022-211-2912／Fax：022-211-2919				

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（住宅リフォーム支援）						
事業主体	宮城県						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	県内の住宅をリフォームする建築主に対し、県産材の使用量に応じて補助するもの。												
補助対象要件	<対象者> 次のいずれにも該当する方 ①県内に増改築等する木造住宅の施主であること。 ②県税の滞納のない方であること。 ③本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること。 ④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。 <対象住宅> <table><tr><td>使用木材量</td><td>・県産材を柱材に使用する場合 3m3 以上 ・床下地材や内装材として使用の場合は 60m2 以上</td></tr><tr><td>住宅</td><td>・県内に増改築等する木造住宅であること</td></tr><tr><td>申請者</td><td>・県内に増改築等する木造住宅の施主であること ・県税の滞納がないこと ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（必要な場合） ・本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること</td></tr><tr><td>施工業者</td><td>・県内に本社又は支社若しくは支店があること ・建設業法の許可を受けている業者であること</td></tr><tr><td>事業の完了</td><td>・令和9年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量が証明書や写真、現地等で確認が可能であること</td></tr></table>			使用木材量	・県産材を柱材に使用する場合 3m3 以上 ・床下地材や内装材として使用の場合は 60m2 以上	住宅	・県内に増改築等する木造住宅であること	申請者	・県内に増改築等する木造住宅の施主であること ・県税の滞納がないこと ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（必要な場合） ・本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること	施工業者	・県内に本社又は支社若しくは支店があること ・建設業法の許可を受けている業者であること	事業の完了	・令和9年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量が証明書や写真、現地等で確認が可能であること
使用木材量	・県産材を柱材に使用する場合 3m3 以上 ・床下地材や内装材として使用の場合は 60m2 以上												
住宅	・県内に増改築等する木造住宅であること												
申請者	・県内に増改築等する木造住宅の施主であること ・県税の滞納がないこと ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（必要な場合） ・本住宅普及促進事業と木造建築に関するアンケートに協力できること												
施工業者	・県内に本社又は支社若しくは支店があること ・建設業法の許可を受けている業者であること												
事業の完了	・令和9年3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量が証明書や写真、現地等で確認が可能であること												
補助金額等	<補助金額> <table><tr><td></td><td>補助金額</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td rowspan="2">宮城県産材</td><td>28,000 円／m3</td><td rowspan="2">計 20 万円</td></tr><tr><td>3,000 円／m2</td></tr></table>				補助金額	補助上限額	宮城県産材	28,000 円／m3	計 20 万円	3,000 円／m2			
	補助金額	補助上限額											
宮城県産材	28,000 円／m3	計 20 万円											
	3,000 円／m2												

お問合せ先

宮城県木材協同組合

Tel : 022-211-2912

宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班

Tel : 022-211-2912 / Fax : 022-211-2919

事業名	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金
事業主体	宮城県

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的に、自らが居住する住宅等に新たに下記の設備等を導入した県民等の方に、予算の範囲内で補助を実施するもの。
補助対象要件	<補助対象者> 次の（１）から（６）までの全てを満たす方 （１）宮城県内に住所を有する個人または宮城県内に本拠を置く法人（個人事業主を含む） （２）全ての県税に未納がないこと （３）暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと （４）太陽光発電システム、蓄電池、V2H、みやぎゼロエネルギー住宅の場合、 「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること （５）既存住宅省エネルギー改修の場合、環境省の「家庭エコ診断」を受診すること （６）申請者が補助対象住宅を所有し、かつ居住していること
補助金額等	①太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ）：3万円／件 ②地中熱ヒートポンプシステム：補助対象経費の1/5（上限50万円） ③蓄電池：4万円／件 ④V2H（住宅用外部給電機器）：4万円／件 ⑤家庭用燃料電池（エネファーム）：3万円／件（SOFCの場合、16万円／件） ⑥既存住宅省エネルギー改修：改修部位・範囲により2千円～9万円 ⑦みやぎゼロエネルギー住宅：25万円／件 ※③④は太陽光発電システムの設置が要件。（新設・既設問わず） ※⑦は②⑤との併用が可能。
補助申請期間	一次募集：令和8年5月25日（月）～6月5日（金） 二次募集：令和8年9月28日（月）～10月9日（金） 三次募集：令和8年11月24日（火）～12月4日（金）
その他	補助金交付要綱、手引き、申請書類等について、詳しくはホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.mkj.or.jp/subsidy/smart-energy
お問合せ先	（一財）宮城県建築住宅センター 性能評価課 TEL：022-265-3605／MAIL：sumaene@mkj.or.jp

事業名	みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金
事業主体	宮城県

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築			☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	<概要> 水災保険（水災補償付き火災保険）、地震保険等への加入を支援することで、被災時における円滑かつ速やかな住宅の再建等に資することを目的に、新規加入者等の水災・地震保険等の保険（共済）掛金の一部を補助するもの。
補助対象要件	自然災害（水災、地震）に関する保険・共済に新規加入等された方が対象。 <補助対象者> 以下の①～⑤の全てを満たすこと ①保険（共済）契約日が令和7年4月1日以降であること。（変更契約によって水災又は地震補償を追加した場合は、変更契約日が令和7年4月1日以降であること。） ②水災又は地震を補償する保険等にはじめて加入した世帯であること。 ※建て替えに伴う契約は対象となります。 ※保険契約の見直し等により、保険対象金額が住宅部分で200万円を超えることとなる場合や、家財部分で50万円を超えることとなる場合も対象となります。 ※保険内容が変わらない継続更新契約や他社乗り換え契約は、契約証書等が新規発行されたとしても対象外となります。 ③加入した保険等の契約について、1年間以上継続する予定であること。 ※既に解約済みの場合は対象となりません。 ④宮城県内に存在し、かつ、申請者の居住を目的とする住家（家財保険の場合は家財を含む）を対象とする保険等に加入した世帯であること。 ※いわゆる店舗兼住宅（併用住宅）も住宅部分は対象となります。 ⑤これまでみやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金及び水災・地震保険等トライアル補助金の交付を受けた世帯ではないこと。 ※ただし、未加入であった水災又は地震補償に新規加入した場合は対象となります。 <補助対象となる保険等> ■住家に係る保険等（水災／地震） 水災／地震に係る保険（共済）金額(※1)が200万円以上であること。 ■家財に係る保険等（水災／地震） 水災／地震に係る保険（共済）金額(※1)が50万円以上であること。 ※1 ここでいう「保険（共済）金額」とは、水災又は地震被害時における受領保険（共済）金の限度額をいいます。

補助金額等	※最大12,000円（水災分・地震分それぞれ住家5,000円、家財1,000円） ■住家に係る保険等 水災又は地震に係る保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は5,000円のいずれか低い額 ■家財に係る保険等 水災又は地震に係る保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は1,000円のいずれか低い額 ※ここでいう「水災に係る保険（共済）掛金」とは、「保険（共済）掛金」から「地震に係る保険（共済）掛金」を減じた額をいう。 ※ここでいう「地震に係る保険（共済）掛金」とは、地震保険料控除の対象となる額をいう。
補助申請期間	令和8年3月31日（火）まで(消印有効) ※ただし予算の上限額に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
その他	申請に必要な書類等は、宮城県復興・危機管理部復興支援伝承課のホームページよりダウンロードできます。
ホームページ	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/szstartup.html
お問合せ先	宮城県 復興・危機管理部 復興・支援伝承課 みやぎ水災・地震スタートアップ補助金担当 Tel：022-211-3433 メールアドレス：s.z.startup@pref.miyagi.lg.jp